

学校いじめ防止基本方針

坂東市立弓馬田小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 早期発見のための取組

(1) 学級担任等の取組

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 朝の会での観察、声かけを一人一人行い、児童が示す様子を継続的に観察し、小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ③ 休み時間・放課後の児童との雑談や連絡帳等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ④ 一人一台端末を活用した「心の健康観察」を実施し、児童の心の県境状態を把握し、必要な支援につなげる。

(2) 生徒指導担当教員の取組

- ① 定期的なアンケート調査（月1回、各学級）やチェックリストの活用（学期1回、各学級）に計画的に取り組んでいく。
- ② 朝のあいさつ運動等で、定点観察を行い、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(3) その他の取組

- ① 教職員間でのこまめな情報交換をする。
- ② 心配される児童への定期的な相談を実施していく。
- ③ オンライン相談窓口を設置し、児童がSOSを出しやすい環境を整備する。

5 未然防止のための取組

- (1) いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- (2) 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場を設定する。
- (3) 互いに「さん」づけで名前を呼び合うよう継続的に指導し、相手に敬意をもって接し合えるようにする。
- (4) 道徳教育の充実
 - ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方について研修する。
 - ② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善をする。
 - ③ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）をする。

- (5) 児童会活動の充実
- ① 児童会による「いじめ防止集会」を行うなど、いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくりに努める。
 - ② 常時活動を通して、一人一人が活躍できる場や称賛される場をつくり、心の居場所ある学級づくりに努める。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① 外部講師等を活用して、情報モラルに関する学習を実施する。
 - ② 各教科や道徳、学級活動等の時間を活用して、関連する学習と関係付けながら随時指導していく。

6 関係諸機関との連携

- ・児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- ・教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会 筑西児童相談所	市家庭児童相談員 境警察署生活安全課	民生委員・主任児童員 境警察署飯島駐在所
-------------------	-----------------------	-------------------------

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止対策委員会
- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、学級担任、養護教諭、事務主任の全教職員で構成する。
 - ② 本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ③ 本委員会は、生徒指導委員会として配慮を要する児童の情報交換及び指導・援助について協議を行い、いじめ防止についての方策についても適宜協議する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
 - ・情報を集める
- (2) いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ・情報を共有し、指導・支援体制を組む
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

<②の場合>

- ・事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、境警察署と連携する。
- ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに境警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ・被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築をする。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の運営等については随時見直しを図る。